

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	地域コミュニティのさらなる活性化を図るため、必要な補助事業である。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	「町会・自治会活動の支援強化」が基本構想実施計画事業として位置付けられている。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	地域活動の展開に向けた支援を区が行うという趣旨から、区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	地区町会連合会等による地域振興活動事業が実施できなくなる可能性がある。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	補助対象の団体に対し、制度について周知している。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	補助金の交付申請、決定、額の確定等の手続について、要綱の規定に則り運用している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	B	代替策としては現物補助もありうるが、補助対象経費が複数存在するため、区及び補助事業者の効率的な事務執行を考えた場合、補助金交付が効率的である。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	ラジオ体操会、夏まつり、スポーツまつり、映画会等、各地区のニーズを踏まえた事業を実施しており、当該地区の活性化に一定の効果があると認められる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	事業への参加者数、来場者数等、各地区町会連合会の事業規模に応じた金額を補助しており、事業実績から地域コミュニティの活性化に貢献していると認められる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	補助事業は、地域住民を対象としたコミュニティ事業として実施されている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	地方自治法、文京区補助金等交付規則等に則った補助制度としている。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	地区町会連合会等は、地域コミュニティ活性化を図るため、補助金を活用し、様々な地域活動を展開している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	地区町会連合会の総会における会計監査・報告及び区への実績報告書提出によるチェックを行っている。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	9	9	9	9
決算(予算)額	2,295	2,304	2,381	2,381
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	2,295	2,304	2,381	2,381
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	【交付団体数】9団体 【内容等】 各地区町会連合会において、単独の町会・自治会に比べ、規模を生かした大運動会や納涼大会を実施し、各地区の親睦を深めるとともに、活性化に向けた活動を実施した。			

5 課題及び今後の方向性

急速な少子高齢化や核家族化の進展に伴う地域コミュニティの希薄化が従前から課題とされているが、より一層、地域コミュニティの活性化を推進するため、今後も本補助制度を活用しながら、地域コミュニティの核となる町会・自治会への加入促進及び魅力ある地域活動の展開に向けた支援を行っていく。